

観音寺市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき公の施設の指定管理者の監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月1日

観音寺市監査委員 大 西 保 行
観音寺市監査委員 井 下 尊 義

令和 2 年 度

公の施設の指定管理者監査結果報告書

(観音寺市観光協会)

観音寺市監査委員

公の施設の指定管理者（観音寺市観光協会）監査の結果について

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

観音寺市総合コミュニティセンター（本館）

第3 監査の期間

令和3年1月27日から同年2月25日まで

第4 監査の方法

令和元年4月1日から令和2年12月31日までの当該公の施設の管理にかかる出納その他の事務の執行が、条例及び協定書等に沿って適正かつ効率的に行われているかなどを主眼として実施した。

監査にあたっては、当該監査対象団体及び所管部局から関係書類の提出を求めるとともに、施設に赴き関係職員から説明を聴取して実施した。

第5 監査対象の概要

- | | | |
|----|-----------------------------|---|
| 1 | 指定管理者 | 観音寺市観光協会 |
| 2 | 指定期間 | 平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間 |
| 3 | 所管部局 | 経済部商工観光課 |
| 4 | 指定管理料 | 令和2年度 4,714,000円/年
令和元年度 4,671,000円/年 |
| 5 | 選定方法 | 公募 |
| 6 | 設置目的 | 観光情報及び地域文化の情報を発信するとともに来訪者及び市民に休憩と交流の場を提供し、もって地域振興に寄与するため。 |
| 7 | 施設の所在地 | 観音寺市有明町3番37号 |
| 8 | 敷地面積 | 1,117.62㎡ |
| 9 | 主要な施設内容 | 郷土伝統文化展示室（太鼓台）
会議室（大会議室・小会議室）
軽食・喫茶コーナー |
| 10 | 指定管理業務の範囲（条例第12条で定められている業務） | (1) 条例第5条各号に掲げる事業に関すること
(2) 施設の維持管理に関すること |

- (3) 施設の使用許可に関すること
- (4) 利用料金の徴収等に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認めること

第6 監査の結果

指定管理者及び所管部局の出納その他の事務は、目的に従い適正に執行されており、一部について監査委員の意見を付する。

なお、所管部局および監査対象団体が、監査委員の意見について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づきその旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

第7 意見等

1 監査対象団体について

引き続き施設の設置目的に沿って条例や協定書に則り、観光情報及び地域文化の情報を発信するとともに、本市を訪れる観光客や市民に休憩と交流の場を提供し、安定的に施設の管理をされるよう望むところである。

- 会計事務に関する証拠書類について、領収書や請求書の保管は適切であった。引き続き、適正な事務処理に努められたい。
- 剰余金については、基本協定に基づきその取り扱いを所管部局と協議されたい。

2 所管部局について

今後も適切な管理が行われるように、指定管理者と常に連絡、協議を図り、施設の管理運営状況の把握に十分留意されたい。

- 剰余金については、基本協定に基づきその取り扱いを双方で協議されたい。

令和 2 年 度

公の施設の指定管理者監査結果報告書

(観音寺観光開発株式会社)

観音寺市監査委員

公の施設の指定管理者（観音寺観光開発株式会社）監査の結果について

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

観音寺市総合コミュニティセンター（別館）

第3 監査の期間

令和3年1月27日から同年2月25日まで

第4 監査の方法

令和元年4月1日から令和2年12月31日までの当該公の施設の管理にかかる出納その他の事務の執行が、条例及び協定書等に沿って適正かつ効率的に行われているかなどを主眼として実施した。

監査にあたっては、当該監査対象団体及び所管部局から関係書類の提出を求めるとともに、施設に赴き関係職員から説明を聴取して実施した。

第5 監査対象の概要

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1 指定管理者 | 観音寺観光開発株式会社 |
| 2 指定期間 | 平成30年7月1日から令和5年3月31日までの4年9か月間 |
| 3 所管部局 | 経済部商工観光課 |
| 4 指定管理料 | 令和2年度 3,159,000円/年
令和元年度 3,130,000円/年 |
| 5 選定方法 | 公募 |
| 6 設置目的 | 観光情報及び地域文化の情報を発信するとともに来訪者及び市民に休憩と交流の場を提供し、もって地域振興に寄与するため。 |
| 7 施設の所在地 | 観音寺市有明町3番35号 |
| 8 敷地面積 | 783.62㎡ |
| 9 主要な施設内容 | 休憩室（1階）、会議室（2階）
資料展示館（太鼓台） |
| 10 指定管理業務の範囲（条例第12条で定められている業務） | |
- (1) 条例第5条各号に掲げる事業に関すること
 - (2) 施設の維持管理に関すること
 - (3) 施設の使用許可に関すること

- (4) 利用料金の徴収等に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認めること

第6 監査の結果

指定管理者及び所管部局の出納その他の事務は、目的に従い適正に執行されており、一部について監査委員の意見を付する。

なお、所管部局および監査対象団体が、監査委員の意見について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づきその旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

第7 意見等

1 監査対象団体について

引き続き施設の設置目的に沿って条例や協定書に則り、観光情報及び地域文化の情報を発信するとともに、本市を訪れる観光客や市民に休憩と交流の場を提供し、安定的に施設の管理をされるよう望むところである。

- 自主事業（お休み処 ことひきカフェ）については、会計処理の方法等に改善すべき点が複数見られたので、所管部局の指導のもと改善されたい。特に、現金の取り扱いについては、収支が分かるように金銭出納帳による管理をされたい。
- 公の施設で運営している事業であるため、同種の事業との不均衡が生じないように所管部局と十分に協議されたい。

2 所管部局について

今後も適切な管理が行われるように、指定管理者と常に連絡、協議を図り、施設の管理運営状況の把握に十分留意されたい。

- 自主事業（お休み処 ことひきカフェ）については、会計処理の方法等に改善すべき点が見られたので、経営状況の把握に十分留意し指導されたい。